

令和3年11月25日提出

令和3年12月市議会定例会議案

(その2 議案第84号から議案第97号まで)

木更津市

令和3年12月市議会定例会議案目録（その2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第84号	令和3年度木更津市一般会計補正予算（第 7 ⁸ 号）	財務部	別冊
議案第85号	令和3年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民部	別冊
議案第86号	令和3年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民部	別冊
議案第87号	令和3年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第3号）	福祉部	別冊
議案第88号	令和3年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	経済部	別冊
議案第89号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	1
議案第90号	手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	2
議案第91号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	8
議案第92号	木更津市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	環境部	12
議案第93号	木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について	市民部	15
議案第94号	木更津市金田地域交流センターの指定管理者の指定について	市民部	16
議案第95号	工事請負契約の締結について	都市整備部	17
議案第96号	工事請負契約の締結について	都市整備部	18
議案第97号	市道路線の認定について	都市整備部	19

議案第 89 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	生 田 まゆみ	

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員生田まゆみ氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第90号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和31年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第4項まで」に改め、同項単位及び金額の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 8,000円</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）</p> |
|--|

次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 15,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 26,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 41,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 72,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 117,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 196,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 245,000円

(ク) 300戸を超えるもの 268,000円

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅 41,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- (ア) 5戸以下のもの 101,000円
- (イ) 5戸を超え10戸以下のもの 163,000円
- (ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 322,000円
- (エ) 25戸を超え50戸以下のもの 586,000円
- (オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,020,000円
- (カ) 100戸を超え200戸以下のもの 1,890,000円
- (キ) 200戸を超え300戸以下のもの 2,706,000円
- (ク) 300戸を超えるもの 3,313,000円

別表第3長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項単位及び金額の欄を次のように改める。

- (1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき
 - ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ

。) 12,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）

次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 23,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 40,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 62,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 108,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 176,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 295,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 367,000円

(ク) 300戸を超えるもの 403,000円

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅 62,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める

額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 152,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの 244,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 483,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの 879,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,531,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの 2,835,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの 4,060,000円

(ク) 300戸を超えるもの 4,970,000円

別表第3長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査の項単位及び金額の欄中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第4項まで」に改め、「認定の申請」の次に「（住宅を新築する場合に限る。）」を加え、同表第3長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査の項単位及び金額の欄中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同表第3長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改め、同表第3長期優良住宅の普及の促進に関

する法律第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の許可の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画許可申請手数料	許可申請1件につき 160,000円
--	--------------------	--------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請がなされた長期優良住宅建築等計画（住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第3項の規定の適用を受けるものを除く。）で、当該計画に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料は、この条例による改正後の手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第91号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）」

「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）」
を
第3章 雑則（第62条）
に改
」

める。

第3条第1項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものにつ

いては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらか

じめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第92号

木更津市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市火葬場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市火葬場条例の一部を改正する条例

木更津市火葬場条例（昭和42年木更津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「木更津市火葬場」を「きみさらず聖苑」に、「840番地の3」を「843番地1」に改める。

第12条を第14条とし、第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（損害賠償）

第13条 火葬場の施設又はその設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

第10条中「使用料を減免する」を「市長が規則で定めるところにより、前条の使用料（お別れ室及び霊安室を除く。）を減額し、又は免除する」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第7条の規定により使用の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条を第10条とする。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「使用者」を「前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第3号中「前2号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第8条に規定する火葬場の使用の許可に関する業務

(3) 第9条に規定する火葬場の使用の許可の取消し又は使用の停止に関する業務

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「使用時間」を「開場時間」に改め、同条第2項中「使用時間」を「開場時

間」に、「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に改め、同条第3項中「使用時間」を「開場時間」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(業務)

第3条 火葬場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 火葬等に関すること。
- (2) お別れ室及び霊安室の利用に関すること。

別表を次のように改める。

別表（第10条）

区分		単位	使用料	
			区域内	区域外
火葬等	死体（16歳以上）	1体	12,000円	70,000円
	死体（16歳未満）	1体	0円	35,000円
	死胎	1体	0円	35,000円
	改葬遺骨	1体	6,000円	35,000円
	身体の一部等	1個	6,000円	35,000円
お別れ室		1時間	4,000円	6,000円
霊安室		1日	6,000円	9,000円

備考

1 この表において「区域内」とは、次の各号に掲げる種別の区分に応じ、当該各号に定める者の住所（死亡者については死亡時の住所）が木更津市、君津市、富津市又は袖ヶ浦市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「区域外」とは、それ以外の場合をいう。

- (1) 死体 死亡者
- (2) 死胎 死胎の父又は母
- (3) 改葬遺骨 死亡者
- (4) 身体の一部等 身体の一部等を失った者
- (5) お別れ室 死亡者
- (6) 霊安室 死亡者

2 お別れ室の使用の時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計

算する。

- 3 霊安室の使用は24時間を1日として計算し、24時間未満の端数があるときは、これを1日に切り上げて計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の木更津市火葬場条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長にされた火葬場の使用の許可の申請（施行日以後の使用に係るものに限る。）については、指定管理者にされたものとみなす。
- 3 施行日前にこの条例による旧条例の規定により市長がした火葬場の使用の許可（施行日以後の使用に係るものに限る。）については、指定管理者が許可したものとみなす。

(使用料の適用区分)

- 4 この条例による改正後の木更津市火葬場条例別表の規定は、施行日以後の火葬場の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が共同して整備するきみさらず聖苑の供用開始に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第93号

木更津市自転車駐車場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津駅西口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番5
木更津駅西口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目193番7
木更津駅西口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目392番8
木更津駅東口第1自転車駐車場	木更津市富士見一丁目863番6
木更津駅東口第2自転車駐車場	木更津市富士見一丁目408番8
木更津駅東口第3自転車駐車場	木更津市富士見一丁目407番5
木更津駅東口第4自転車駐車場	木更津市大和一丁目11番2
木更津駅東口第5自転車駐車場	木更津市富士見一丁目206番4
岩根駅西口第1自転車駐車場	木更津市岩根三丁目4611番8

2 指定管理者となる団体

千葉市花見川区幕張本郷五丁目4番7号

サンエス警備保障株式会社

代表取締役 大野 淳史

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

木更津市自転車駐車場の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第94号

木更津市金田地域交流センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
木更津市金田地域交流センター
木更津市金田東六丁目11番地1
- 2 指定管理者となる団体
木更津市築地1番地1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター113号室
三幸株式会社 南総支店
支店長 川出 信治
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

木更津市金田地域交流センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第95号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- | | | | |
|---|-------------|---|----|
| 1 | 工 事 名 | 江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事 | |
| 2 | 工 事 場 所 | 木更津市久津間字見通1367番ほか | |
| 3 | 工 事 概 要 | 公園土工 | 一式 |
| | | 植栽工 | 一式 |
| | | 園路広場整備工 | 一式 |
| | | 園路縁石工 | 一式 |
| | | 区画線工 | 一式 |
| | | サービス施設整備工 | 一式 |
| | | スタンド施設工 | 一式 |
| | | グラウンド施設工 | 一式 |
| | | グラウンド外柵工 | 一式 |
| | | 仮設工 | 一式 |
| | | 仮撤去・復旧工 | 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 385,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 木更津市富士見三丁目1番22号
セントラル株式会社
代表取締役 元吉 和江 | |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札 | |

提案理由

江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第96号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事（建築） |
| 2 | 工 事 場 所 | 木更津市久津間字見通1367番ほか |
| 3 | 工 事 概 要 | 管理棟 一式
管理用器具庫 一式
野球場本部棟 一式
ダッグアウト棟 一式
砂置場 一式
トイレ棟 一式
駐輪場 一式
四阿 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 189,849,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 株式会社キミツ鐵構建設
木更津市中央一丁目5番9号
代表取締役 松本 信夫 |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札 |

提案理由

江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事（建築）の工事請負契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第97号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和3年11月25日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 7996 号 線	羽鳥野一丁目15番7地先
		羽鳥野一丁目15番37地先
2	市 道 7997 号 線	羽鳥野一丁目15番58地先
		羽鳥野一丁目15番63地先
3	市 道 7998 号 線	羽鳥野一丁目15番57地先
		羽鳥野一丁目15番54地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。